



高齢者虐待防止研修

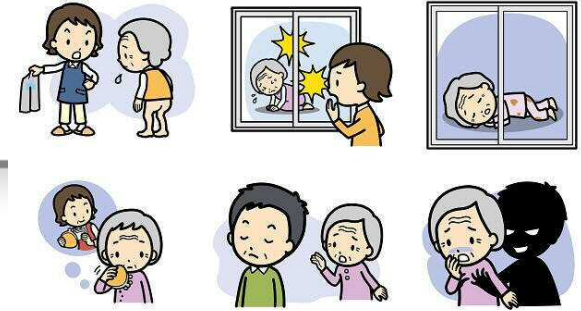
～不適切ケアは虐待の始まり～

高齢者虐待とは・・・

- 高齢者を「人としての尊厳を傷つける行為」
- 心身を傷つけられ、気力を奪われ、自分に自信が持てなくなっていく・・・これらの状態が続けば続くほど、心身に及ぶ被害は大きくなる
- 誰かが一刻も早く気づき、状況をきちんと見極め、適切な方策を考える必要がある



高齢者虐待とは



1. **身体的虐待**…暴力による危害を加える事
もしくは危害を与えかねない扱いをする事
2. **心理的虐待**…言葉や行動による、ストレスや
危害を加える事
3. **経済的虐待**…本人の許可無く、所有物や資産
を搾取する事
4. **性的虐待**…同意なしでの性的な接触や力づく
での性的接触の事
5. **放棄放任（ネグレクト）**…日常の必要な世話
を怠る事



令和3年度養介護施設従業者等による高齢者虐待の相談 ・通報件数と虐待判断件数の推移



出典：厚生労働省 令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

日本国憲法

(第3条国民の権利及び義務)

●第十三条

すべて国民は、**個人として尊重される。**
生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、
公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、
最大の尊重を必要とする

●第十八条

何人も、**いかなる奴隷的拘束も受けない。**又、犯罪に因る処罰
の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない

なぜ認知症の人は虐待を受けやすいのか

- 何度も同じことを繰り返す
- 何度も同じことを尋ねる
- さっき済ませたにもかかわらず、ご飯を食べていないという
- 家に帰ると言って出ようとする
- 何度もトイレにいきたいという
- 部屋の隅で用を足す

認知症の人が虐待を受けやすい理由



出典：鼻めがねという暴力参照



感情のコントロールできていますか

衝動のコントロール

アンガーマネジメント



カッとなる出来事
が起こる

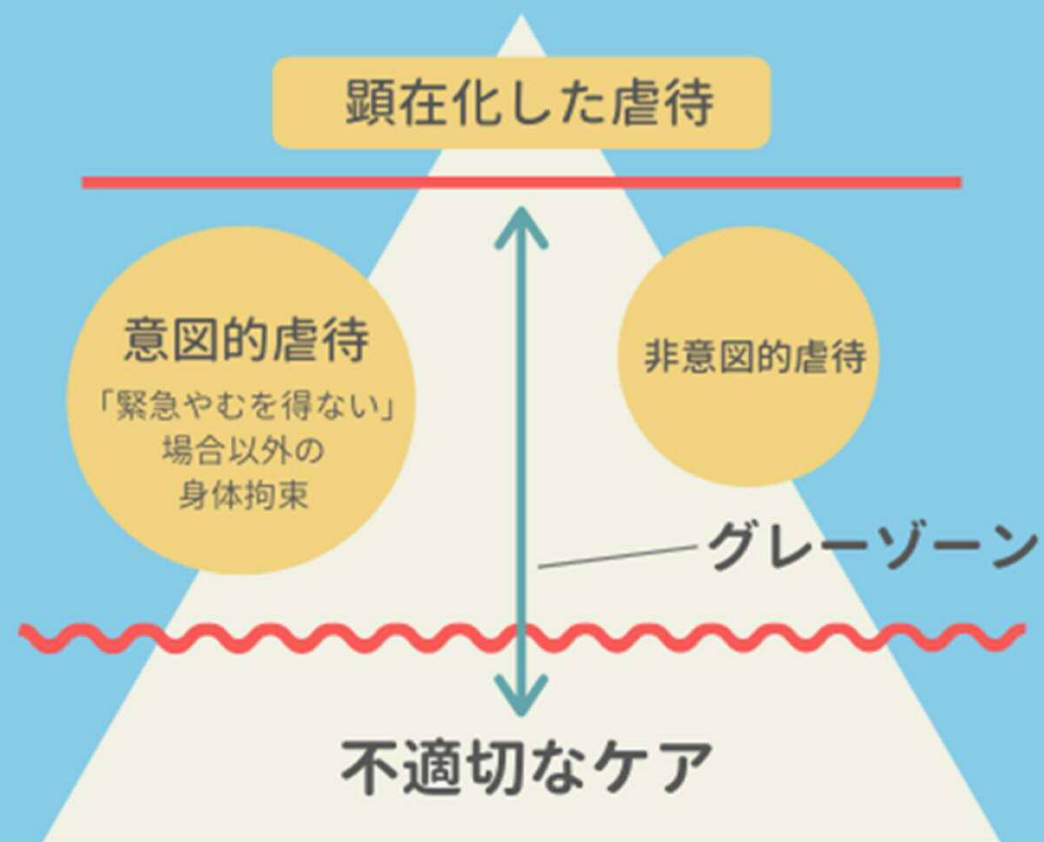
衝動的に行動
せず、6秒間だけ
待ってみる

落ち着いて
対処できる!

衝動のコントロール → 最初の6秒をやりすごす

介護現場における不適切ケアとは？

不適切なケアを底辺とする高齢者虐待の概念図



参照：「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の事例集」

初期 (虐待への道のり)

友達口調・失礼な言葉

常にため口だったり、失礼な言葉を使う
適切かつ柔軟な言葉使いができない

手をやや強く引く

手は繋いでいるが、本人の意思（行きたい方向）や歩行速度に合わせることなく、職員が方向やスピードを決めてしまう

ため息・舌打ち

利用者のいないところで、ため息をついたり、舌打ちを行う…仕事や人間関係の不満が考えられる

不十分な声かけ

車いすを移動するとき声掛けもなく、相手の意思・状況も確認しないで動かしてしまう…
自分の都合で物事を進めようとする

中期 (虐待への道のり)

語気を強めた発言

「あ～もう！」「〇〇してください」と語気を強める
業務や作業の連続としか考えていない。楽をしスムーズに進まないとストレスとなり言葉が乱暴になる

強く手を引いて誘導する

利用者の意思に関係なく、職員の都合や目的のために、強く手を引いて誘導する

利用者の悪口

介助のしずらさやご利用者の不満をスタッフルームで話す

自分たちの鬱憤を晴らすのが目的

小さなあざができる

介助中に十分な配慮がなく、**踝や膝、肘、腰などにアザ**ができる

末期 (虐待への道のり)

罵声・命令

「いい加減にして!」「立って!」などの罵声・命令し、自分の都合だけで仕事を進めたり、利用者を動かす

あざが残るほどの力で立ち上がらせる

職員の指の形が手首に残っていたり、両方の上腕に指の痕が残っていたりする。不注意でできたあざではなく、イライラした職員によるもの

大きなあざ

体の内側（大腿の内側・後ろ側、脇腹の上、内側の踝、腕の内側、膝の内側・裏など）に青いあざ（内出血）ができる。

利用者の権利・尊厳を奪わない17項目

その人を中心とした尊厳を奪わない17項目

- ①裏切り、ごまかしをしない
- ②力を奪う、受け身人間にしない
- ③子供扱いしない
- ④おどし、おびやかすようなことはしない
- ⑤レッテルを張るような決めつけをしない
- ⑥汚名を着せ、差別をしない
- ⑦急がせプレッシャーをかけない
- ⑧本人の実感を認める
- ⑨介護者の都合で追いやることをしない
- ⑩物あつかいしない
- ⑪無視しない
- ⑫無理強いしない
- ⑬放っておかない
- ⑭非難しない
- ⑮中断しない
- ⑯あざけり、笑いものにしない
- ⑰自尊心を傷つけない



必要だと思った介助が「不適切なケア」にあたる

- 本人や嫌がっているのに、ポータブルトイレやおむつを使用した
- 自分で食べられるのに、時間短縮のため食事の介助をした
- 寝ているのに、起こしてお風呂に入れた
- 薬を飲みたがらない要介護者の方のために、薬を砕いて食事に混ぜて服用させた
- 急いでいたので、声かけをせずに急に車いすを動かした
- 部屋を片付けようと思い、本人のものを勝手に捨てた
- 無駄遣いするので、本人のお金を使えないようにした
- 転倒や転落を防ぐため、ベッドをサイドレールで囲った
- 落ち着かないので鎮静剤を飲ませた



日常で交わす会話 中での不適切ケア

- 聞かれたことに対して「何度も言ったでしょう」などとそっけない返答をする
- 相手が真剣に訴えたことに対して、軽口や冗談で返す
- 呼ばれたが忙しいので一時的に無視をする
- 「なぜできないの?」「いい加減にして!」など本人が萎縮するような言葉をぶつける
- 「リハビリしないと寝たきりになるよ」などと不安をあおる言葉をかける
- 認知症の方に「お母さん」と呼ばれて「お母さんじゃないよ」と否定する
- 利用者を名前ではなく「お父さん」「お母さん」と呼ぶ

高齢者虐待防止法（2006年4月施行）

- 介護施設や家庭で起こる高齢者虐待の件数は増加傾向、喫緊に解決しなければならない課題
- 高齢者虐待防止法では、身体拘束の禁止や通報の義務などが明記されたほか、家族介護の負担軽減についても対応を図ることが盛り込まれている
- 介護従事者が先頭に立って、この高齢者虐待の問題に取り組んでいくことが期待される



殴る蹴るなどの暴力
身体



高齢者を叱りつける
・無視する
心理



年金などを勝手に
使ってしまう
経済



劣悪な環境で放置
放棄・放任



高齢者虐待防止の推進

- 近年、高齢者虐待等の問題がクローズアップされてきています
これを受け、すべての介護サービスに対し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための **委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること** を義務づけることとされました。これは省令の改正となっており
運営基準の中に規定しておく必要があります
(2021.04.21)



虐待の防止のための措置に関する事項の規定

(令和 6年 4月1日義務化)



①虐待の防止のための対策を検討する**委員会の設置**

- 委員会は**定期的**に開催すること
- 委員会の決定事項等は**従業者に周知徹底**を図ること

②虐待防止のための**指針の整備**

③虐待防止のための**研修**を定期的**に実施**（*参照）

④虐待防止に関する措置を適切に実施するための**担当者**を置く

(*) n年2回：（地域密着型）特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

n年1回：上記以外のサービス



行動制限のない介護基準

文書番号	4HOA-08107		頁	1/9
発行日	2017/7/1	行動制限のない介護基準	起案	
版	1版		承認	

行動制限のない介護基準

目次

日本国憲法
第18条 「何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない」

こうほうえん抑制廃止宣言
ネバーモア抑制

I. 身体拘束と虐待防止

- 1. 身体拘束とは 2
- 2. 身体拘束の規定
- 3. 身体拘束15項目 3
- 4. 身体への弊害
- 5. 言葉の抑制への取組み ワースト10表 4
- 6. 尊厳を奪わないケア 17項目 5

II. 高齢者虐待の定義

- 1. 虐待とは 7
- 2. 高齢者虐待の定義と分類 7
- 3. 人権擁護 9

文書番号	4HOA-08107		頁	7/9
発行日	2017/7/1	行動制限のない介護基準	起案	
版	1版		承認	

II. 高齢者虐待の定義

1. 虐待とは

自分の人生を自分で決め、周囲からその意思を尊重されること、つまり人生を尊厳をもって過ごす事は介護の有無に関わらず誰もが望む事です。しかし現実には、家族や親族などが高齢者の人権を侵害する「高齢者虐待」が問題となっている。高齢者の中には、辛くても不満があっても、声を出せない人がいます。「高齢者虐待」は、暴力的行為(身体的虐待)だけではなく、様々は形態の虐待があります。虐待をしている人に自覚がない場合も少なくありません。高齢者が危険な状態におちいっていても、虐待の自覚がないことが多いのも特徴です。

些細な事と思っても、積み重なることによって高齢者に大きな影響を与えることがあります。

また、支援の方法が不適切な対応となって、高齢者のためになると思っしていることが虐待につながることもあります。

高齢者虐待防止法は2006年4月から施行された。

・定義 65歳以上の高齢者に対する「養護者(高齢者を現に養護する者、介護を担う家族及び同居者)」及び「養介護施設従事者等」による次のような行為をいう。

2. 高齢者虐待の定義と分類

区分	内容
心理的虐待	脅しや屈辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなど精神的に苦痛を与えること。(怒鳴る、ののしる、悪口を言う、恥をかかせる、無視する)
介護・世話の放棄 (ネグレクト)	意図的か否かを問わず介護や生活の世話をしている者がその提供を放棄、放任し結果として高齢者自身の身体・精神的を悪化させていること。(入浴させず異臭、髪が伸び放題、水分や食事を十分に与えない、劣悪な住環境での生活を強いる)
身体的虐待	暴力行為などで身体に傷やあざ、痛みを与える行為。外部との接触を意図的に遮断する行為。(つねる、蹴る、殴る、縛る、不適切なおむつ使用、無理な食事介助(一方的な介助) 過剰な薬、身体拘束する)
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用。本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。(自宅を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない)
性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形の性的な行為やその強要。(懲罰的に下半身を露出し放置、性器への接触やセックスを強要する。)

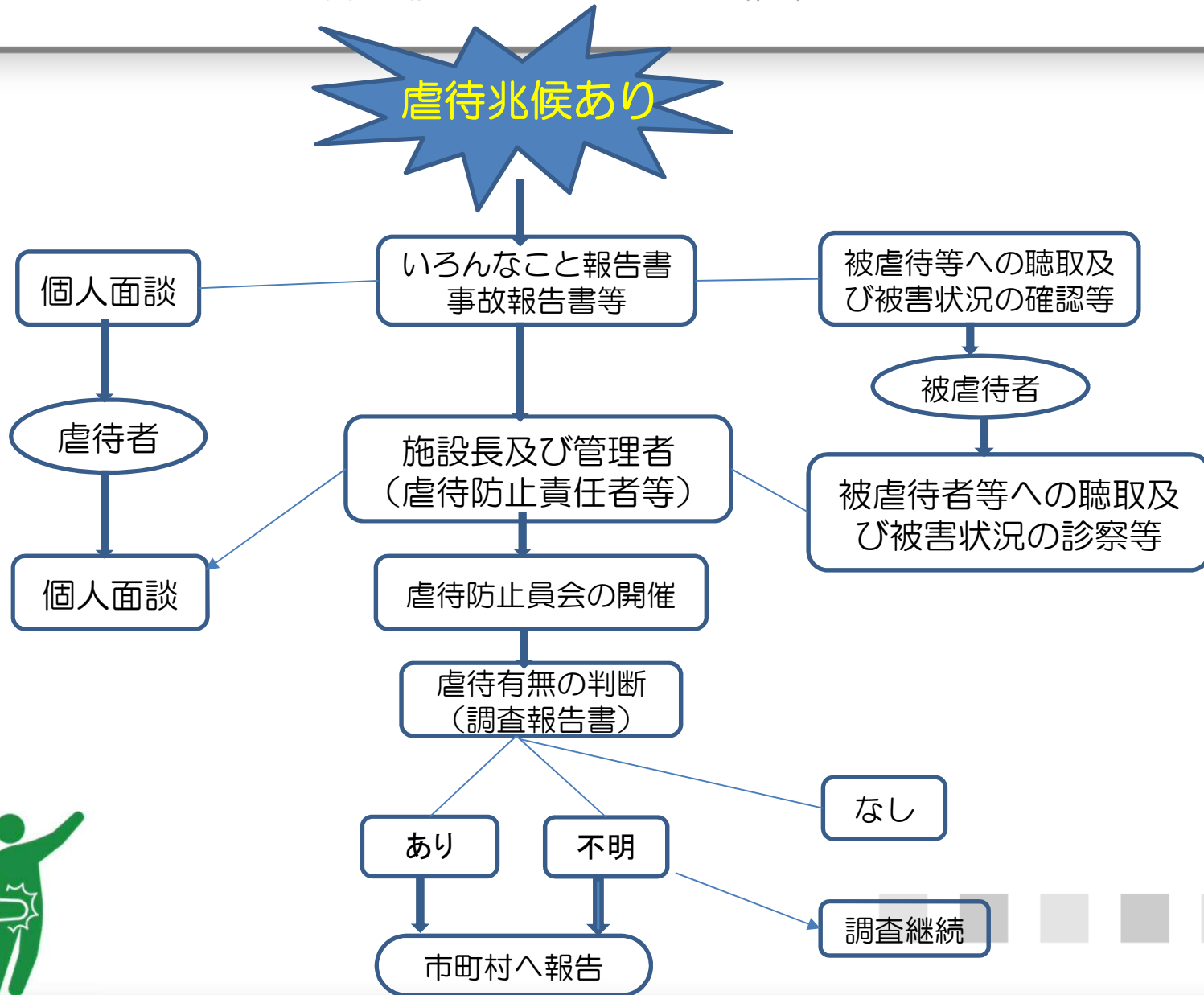
求められていることは？

- ■虐待発生時の対応
虐待と思われる事象が起こった時に、**速やかに報告する体制**や申し出ることができるように体制を整備する必要がある
- 家庭と介護事業所が相互に牽制し合える体制も必要

- ■虐待に対する職員の責務
事業所において、虐待を**早期発見するため**に、日常的にどのような対応をすべきか、話をしておくことが必要になる
- **虐待を察知した時の対応**も、予めシミュレーションし徹底しておく



虐待兆候発見時フロー（例）



不適切ケア改善・予防するための4つのポイント

- ①体制・環境の改善
- ②業務量の見直し
- ③職員のメンタルヘルス対策
- ④職員への教育強化



出典：「高齢者虐待を考える 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止の事例集」認知症介護情報ネットワーク



①体制・環境の改善

- 介護の理念や組織運営の方針を職員と共有する
- 実現のための具体的な指針を示す
- 責任の所在、指示系統を明確化する
- 第三者の目を入れる

理念

わたくしたちは
地域に開かれた
地域に愛される
地域に信頼される
施設を目指します

基本方針

わたくしたちは
サービス業のプロとして 正しい情報を伝達し
自分が受けたい保健・医療・福祉サービスの
提供・改善に努めます

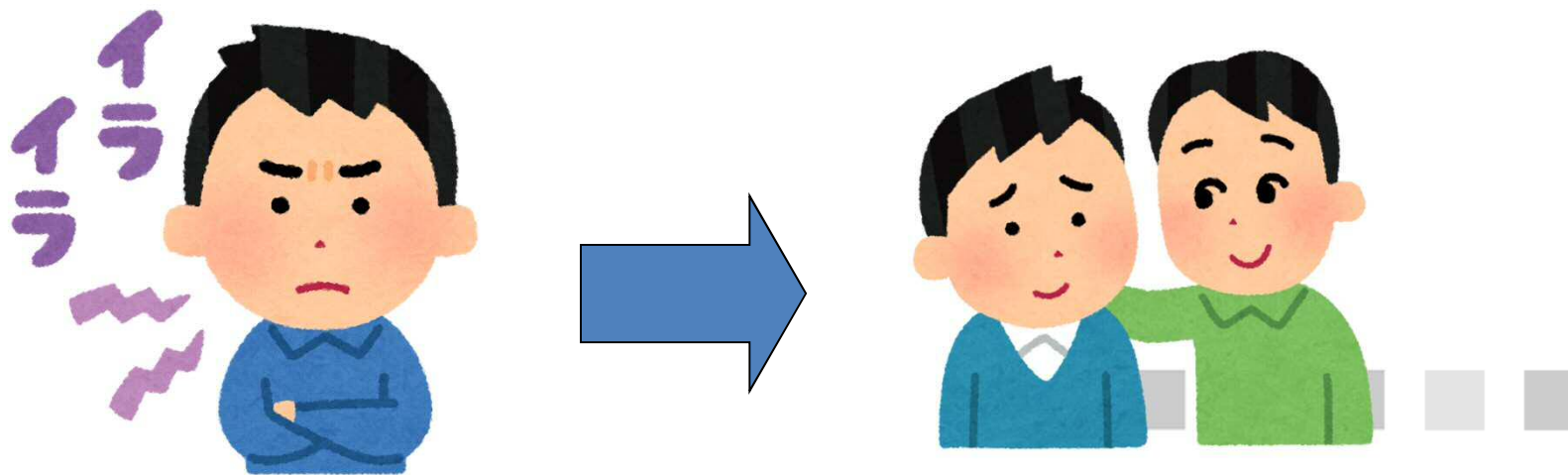
②業務量の見直し

- 職員都合による不適切なケアを防ぐための体制づくり
- 人員配置や業務量など、負荷がかかっている部分の見直しや改善



③職員のメンタルヘルス対策

- 職員の業務量やストレスを把握
- 上司からの積極的なコミュニケーション
- 思いやり、助け合う職場の風土作り



④職員への教育の強化

- 倫理観、法律に関する知識の教育を強化
- 利用者の尊厳を守るケアが提供できているかを確認
- 介護サービスの質の見直し
- ケアの具体的な方法を指導（アセスメント力など）

生きがいは人それぞれ



QOL (Quality of Life) = “人生・生活の質” の向上がケアの目的



虐待の芽チェックリストの活用

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	見たこと・聞いたことがある
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセスメント・施設サービス計画書に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない	聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「○○して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品（眼鏡、義歯、補聴器など）や道具（コールボタンなど）が壊れていたり、使えなかったりしていませんか？	している	していない	—
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している	していない	見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど）をしていますか？	している	していない	見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていますか？	している	していない	見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	—
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない	—

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
		している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や○○ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「○○して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない	(自分以外の人で)該当する人がいる
7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていますか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていませんか？	とりにくい	良好	(自分以外の人で)該当する人がいる
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずにそのままにしていますか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていますか？	している	していない	(自分以外の人で)該当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成

虐待の芽チェックリスト活用例①

チェックリストの 目的説明

- チェックリストに取り組む目的として「高齢者の尊厳あるケアの実現」について共有する
- 不適切ケアになっていないかを自己及び他者からの視点によりチェックを行う

チェックリストの 実施

- 定期的実施する（例：半年に1回、研修前等）
- 無記名で回収（フロア・エリア・職種など単位を分けて回収すると分析に役立つ）
- 「高齢者虐待防止のセルフチェックリスト」や「組織体制チェックリスト」も同時に実施する

分析

- 集計し傾向を把握する（小単位ごとの特徴、チェックの多い・少ない項目、前回比較等）
- 課題抽出：①背景や原因について仮説をたてる ②各種会議や委員会等により検討する
- 改善計画の作成する

フィードバック

- 虐待の芽チェックリスト等の実施・分析結果と課題及び改善計画を職員へ説明する
- 虐待の芽チェックリスト等の実施結果を基に具体的取組の実行をする（虐待防止研修等）
- 改善計画に対するモニタリングと評価（PDCAサイクルを回していく）

虐待の芽を摘む！

- 高齢者虐待は、何の兆候もなく突然発生するのではなく、**不適切なケアの延長**にあるもの
- スタッフ自身がケアを振り返ったり他のスタッフのケアを観察したりして、**日常的に小さな虐待の芽を摘んでいく**ことが大切
- スタッフ個人の努力だけでなく、チームや組織全体で情報を共有してケアを振り返り、適切な対応を検討・実行していけるように**体制を整える**ことも重要
- **虐待を受けた高齢者の心の中にはいつまでも恐怖が残るもの**（感情記憶）



高齢者虐待を防止するためにスタッフができること

- 介護施設における高齢者虐待は、利用者の尊厳を脅かす大変大きな問題である。虐待を防止するためには発生した事案だけに対処するだけではなく、虐待が表面化する以前にあったはずの「**不適切なケア**」に**早い段階で気づく**ことが大切
- 施設管理や業務管理を見直す
- 他のスタッフが悩んでいないか気にかける
- 個人ではなくチームとして課題に取り組む
- 介護士都合のケアになっていないか現状をチェックする
- 目指すべき介護の理念を確認する
- 虐待や認知症などについて学ぶ



高齢者虐待を防止するためにスタッフができること

PPC（その人を中心としたケア）の考え方に基づき一人ひとりの人格・人間性・価値観を尊重し、その人の人生を知り、人生を受け止め「より良い毎日」「より良い人生」をサポート

